平成２８年（フ）第２２５８号
東京都八王子市中野町2231－２
債務者　巾　　泰男
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２５９号
東京都八王子市中野町2231－２
債務者　巾　　玲子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２６０号
東京都練馬区石神井台７丁目27―24　小桜ハイツ２―205
債務者　阿部ひろみ
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２６５号
東京都江戸川区平井４丁目18―24―102
債務者　佐藤美枝子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２７３号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目16―７―206
債務者　松本　啓子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２７４号
東京都大田区蒲田４丁目23―12―906
債務者　谷口かずみ
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２７６号
東京都豊島区池袋２丁目31―３―401
債務者　吉松　秀昭
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８０号
東京都葛飾区立石７丁目14―２
債務者　舟元美枝子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８２号
東京都葛飾区東水元２丁目２－１―305
債務者　稲葉　裕明
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８７号
東京都世田谷区八幡山３丁目５―11
債務者　中本　貴志
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２８８号
東京都渋谷区東２―27―２―401、住民票上の住所東京都渋谷区東３丁目25―３―705
債務者　宮澤　卓也
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２９９号
東京都福生市大字熊川1615―１―102
債務者　川村　芳夫
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３０７号
神奈川県川崎市高津区向ケ丘53―１　スカイコート宮崎台３―102
債務者　石井　幸枝
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３１０号
東京都中野区弥生町５丁目26―９―409
債務者　永田　裕子
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３１３号
埼玉県新座市新堀３丁目１―16
債務者　君塚　修吾
1　決定年月日時　平成28年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部